	有形固定資産の取得による支出	△ 1,233,749,004	△ 11,241,120	0	△ 1,244,990,124
	有形固定資産の売却による収入	92,600,399	159,604	0	92,760,003
	無形固定資産の取得による支出	△ 364,189,174	0	0	△ 364,189,174
	その他の投資活動による支出	△ 3,005,495	0	0	△ 3,005,495
	その他の投資活動による収入	0	2,529,799	0	2,529,799
	投資活動によるキャッシュ・フロー	**3,491,656,726**	**155,891,448,283**	**0**	**159,383,105,009**
Ⅲ	**財務活動によるキャッシュ・フロー**				
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 3,075,773,722	0	0	△ 3,075,773,722
	財務活動によるキャッシュ・フロー	**△ 3,075,773,722**	**0**	**0**	**△ 3,075,773,722**
Ⅳ	**資金に係る換算差額**	**801,759**	**0**	**0**	**801,759**
Ⅴ	**資金増加額**	**3,831,628,242**	**119,441,123,148**	**0**	**123,272,751,390**
Ⅵ	**資金期首残高**	**37,828,374,603**	**180,481,160,708**	**0**	**218,309,535,311**
Ⅶ	**資金期末残高**	**41,660,002,845**	**299,922,283,856**	**0**	**341,582,286,701**

勘定別の利益の処分（損失の処理）に関する明細

（単位：円）

科目		一般勘定	特定公募型研究開発業務勘定	法人単位
Ⅰ	**当期未処分利益（△当期未処理損失）**	**△ 4,623,888,048**	**159,604**	**△ 4,623,728,444**
	当期総利益（△当期総損失）	△ 4,623,888,048	159,604	△ 4,623,728,444
Ⅱ	**利益処分額（△損失処理額）**	**0**	**159,604**	**159,604**
	積立金（△積立金取崩額）	0	159,604	159,604
Ⅲ	**次期繰越欠損金**	**△ 4,623,888,048**	**0**	**△ 4,623,888,048**

・相殺消去された勘定相互間の債権と債務
　該当事項はありません。
・相殺消去された勘定相互間の損益取引に係る費用と収益
　該当事項はありません。
・相殺消去された勘定相互間の取引に係る未実現損益の明細
　該当事項はありません。

注記事項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建　物　　６～15年

工具器具備品　３～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３年～５年）に基づいております。

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金等により財源措置される部分については賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を賞与引当金として計上するとともに、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算定し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準

確定給付企業年金等から支給される年金給付については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用は、発生年度に全額を費用処理する方法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。